

令和 7 年 10 月 31 日 開会

令和 7 年 10 月 31 日 閉会

令和 7 年

第 4 回 臨 時 会 会 議 錄

小 豆 島 町 議 会

令和7年第4回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年第4回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年10月24日

小豆島町長 大江正彦

記

1. 期日 令和7年10月31日（金）

2. 場所 小豆島町議会議場

3. 付議事件

- (1) 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）
- (2) 町道小高西線道路改良工事（1工区）に係る工事請負契約の変更について
- (3) 町道小高西線道路改良工事（2工区）に係る工事請負契約の変更について

開会 令和7年10月31日（金曜日）午前 9時31分

閉会 令和7年10月31日（金曜日）午前 9時55分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席番号	氏名	10月31日
1	大下淳	○
2	高尾豊弘	○
3	河井修	○
4	川井茂	○
5	羽田満	○
6	塩田洋介	○
7	高橋淳	○
8	中川光秋	○
9	三木卓	○
10	中松和彦	○
11	藤本傳夫	○
12	安井信之	○
13	鍋谷真由美	○
14	谷康男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 靜 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	古 郷 勉	○
参 事 兼 企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
参 事 兼 建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
税 务 課 長	長 町 耕 作	○
住 民 生 活 課 長	森 稔	○
健 康 づ く り 福 祉 課 長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 觀 光 課 長	相 原 隆 幸	○
オ リ ー ブ 課 長	鎌 田 省 吾	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕 美 子	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	出 水 安 則	○
こ ど も 教 育 課 長	小 野 努	○
生 涯 学 習 課 長	森 貞 二	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総 務 課 課 長 補 佐	弓 木 和 幸	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 平 野 明 子
書 記 森 上 有里子

議事日程
別 紙 の と お り

令和7年第4回小豆島町議会臨時会議事日程

令和7年10月31日（金）午前9時31分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第77号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号） (町長提出)

第4 議案第78号 町道小高西線道路改良工事（1工区）に係る工事請負契約の変更について (町長提出)

第5 議案第79号 町道小高西線道路改良工事（2工区）に係る工事請負契約の変更について (町長提出)

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

今日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

本臨時会の議事日程につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 改めまして、おはようございます。

本日、令和7年第4回小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、補正予算の審議1件、契約案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、今期臨時会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、町長からの専決処分の報告3件は、お手元に配付のとおりですので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、3番河井修議員、4番川井茂議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 議案第77号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、議案第77号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第77号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は、1,733万2千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費216万7千円、土木費1,516万5千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第77号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,733万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億6,589万2千円とするものでございます。

第2条は地方債の補正であります。

4ページの第2表地方債補正をご覧ください。

まず、追加でございますが、池田港再整備事業に当たり過疎対策事業債を活用し、2,590万円を追加するものでございます。池田港再整備事業につきましては、本町発足以来、長年の課題となっていましたフェリー等の新たな係留施設の整備について、県営事業として取り組みを進めるとともに、町事業としてレンタカー等のモビリティーステーション

ヨン整備や雨よけ、日よけ対策として通路上屋を新設することで池田港の機能向上を推進し、住民の利便性向上とクルーズ船、スーパーヨット等の誘致による観光振興を図っていくものでございます。

本事業につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金の採択を受け、令和7年度から令和11年度までの5年間をかけて国庫補助事業として取り組んでいくものでございます。

全体事業費は約15億円を計画しており、目玉となります係留施設等のインフラ整備事業は香川県が実施し、予定事業費は約13億円となってございます。

全体の85%以上がインフラ整備事業となってございますが、また町事業ではレンタカー等のモビリティーステーション整備や雨よけ、日よけ対策として通路上屋を新設する拠点整備事業費が約1億5千万円となっており、このほか港のにぎわい創出や周遊コンテンツの造成等に向けたソフト事業が約5千万円でございます。

全体事業の財源につきましては、県営事業にあっては国庫補助率が60%、町事業については50%となっており、補助裏については過疎対策事業債を活用し、町財政への影響を抑制しつつ、池田港の魅力向上を図ってまいります。

なお、本年度の事業内容は、整備に向けた測量調査、設計費に加え、通路上屋の新設工事費が主な内容となってございます。

次に、変更でございますが、港湾施設整備事業につきましては、当初予算では過疎対策事業債を活用し、町単独事業として雨よけ、日よけ対策用の通路上屋を新設する予算をご議決賜っておりましたが、先ほど申し上げたとおり、国庫補助事業として採択されたことから予算の組換えを行い、補正後の限度額を0円にするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

まず、1款1項1目議会費、10節需用費216万7千円につきましては、議場システムのメンテナンス用パソコンに不具合が生じていることから緊急の更新修繕を実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、8款土木費、4項1目港湾管理費、14節工事請負費、マイナス4千万円は、地方債補正でご説明したとおり、池田港臨港道路上屋設置工事につき予算科目の変更を行うも

のでございます。

次に、3目地方創生拠点整備事業費、12節委託料、説明欄1、モビリティーステーション整備工事設計委託料470万円は、池田港の再整備に当たり二次交通の充実を図るため、レンタカーやシェアサイクル等を展開するモビリティーステーションを整備するため基本設計、実施設計の委託料を計上したもので、財源は基本設計がふるさとづくり基金、実施設計が国庫補助金2分の1と過疎対策事業債であります。

また、説明欄2、池田港臨港道路上屋設置工事設計委託料220万円と14節工事請負費4千万円は、通路上屋新設に向けた設計費の追加計上と予算科目変更であり、財源は国庫補助金と過疎対策事業債であります。

18節負担金補助及び交付金200万円は、香川県が実施する池田港の新たな係留施設の整備に対し地元負担金を計上したもので、負担率は10分の1、財源は過疎対策事業債でございます。

次に、5項住宅費、2目住宅管理費、18節負担金補助及び交付金626万5千円は、町営改良住宅の集約化による管理戸数の縮減、適正化に向けて当初予算において移転奨励金の予算をご議決賜っておりましたが、移転、明渡しの協議が順調に進んでいることから、追加の予算をお願いするものでございます。移転奨励金の内訳として、町営住宅は当初予算では10件分を計上しておりましたが、10件追加し20件、改良住宅では30件を計上しておりましたが、25件追加し、55件分の予算をお願いするもので、移転奨励金の単価は1件当たり17万9千円でございます。

なお、財源につきましては、一般財源であります。

以上、議案第77号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○12番（安井信之君） 池田港の県営事業の聞いとる範囲でいいんですが、その辺の説明、今年どういうふうなことをやって、5年間でどういうふうになっていくというふうなスケジュール感とかそういう分もよろしくお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 今聞いてるのは、今年度今から、新しくできるバースの大きさとか長さとか構造とかを決めないかんので、その辺の関係の海の水深の測量であったり、地質調査であったりをまずすると。その辺のデータを集めてバースの形状を決めます。これまず最初にせないかんことなんんですけど、それをして後、バースを造るための実

施設計をして工事に入るという形の順番ではそうなってて、一応5年ということなんですが、県さんのはうもできるだけ頑張ってスピード感を持ってやりますというふうにおっしゃってました。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 以前、バースを造るときに船主組合とかなんとかいうふうな話が以前あったと思いますが、その辺は協議の場を持つような格好になってくるんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 今回県さんのはうで測量とか入る関係がありましたんで、今おっしゃってた船主組合さんとか漁協さんとかとは情報共有させていただいて、これから進めていますんでまた協議のほうよろしくお願いしますという形で進めています。以上です。

○議長（谷 康男君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第78号 町道小高西線道路改良工事（1工区）に係る工事請負契約の変更について

日程第5 議案第79号 町道小高西線道路改良工事（2工区）に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第78号及び日程第5、議案第79号の町道小高西線道路改良工事（1工区）及び（2工区）に係る工事請負契約の変更については相関する案件ですので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第78号町道小高西線道路改良工事（1工区）に係る工事請負

契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町道小高西線道路改良工事（1工区）に係る工事請負契約について、契約金額を変更する必要が生じ、変更後の契約金額が議会の議決を要する金額を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第79号も同様に、町道小高西線道路改良工事（2工区）に係る工事請負契約の変更につきまして、同法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君）　日程第4、議案第78号町道小高西線道路改良工事（1工区）に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三木宜紀君）　議案第78号町道小高西線道路改良工事（1工区）に係る工事請負契約の変更につきましてご説明いたします。

上程議案集5ページをお願いします。

提案理由といたしましては、ただいま町長のほうから説明がありましたとおり、小高西線道路改良工事において実施に際し当初の設計の内容から変更する必要が生じたことによりまして、契約の金額を変更する必要となりました。その結果、変更後の金額が議会の議決を要する金額5千万円以上となったため、今回小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的です。町道小高西線道路改良工事（1工区）。契約の方法は、指名競争入札による契約でした。契約の金額ですが、変更前、当初が4,719万円で、今回変更で6,063万2千円となります。変更増が1,344万2千円でございます。4、契約の工期です。令和7年4月25日から令和7年12月26日まででございます。契約の相手方は、有限会社大和建設、代表取締役初鹿博司でございます。

続いて、工事概要と変更です。

7ページをお願いします。

1から4の工期までは今説明したとおりでございます。

5の主な変更内容と工種ですが、8ページに同じものがありますので、そちらで説明させていただきます。

左下が今回の位置図で、今回の工事ですが、統合小学校の開校に向けて旧高校の正門からマリアの園までの278メーター間の道路の拡幅、3.25メーターから6.5メーターに拡幅す

る工事でございます。そのうち今のこの1工区の施工範囲は、旧高校正門から164メートルの間でございます。

9ページをお願いします。

ちょっとピンボケの図で申し訳ないんですけども、赤く塗っている部分が広がるところを示してます。ここが3.25から4メーターに広がるところになります。

すいません、8ページ戻ってください。

左上です。今回の工事の予定価格は4,818万円で、請負率は97.94%でございました。

主な変更理由です。右下が変更の内容となってございまして、括弧内が変更前の数量で、括弧についてないのが今回の数量になってます。

主な変更内容ですが、右側の中段お願いします。

ポツ1つ目、路体盛土に流用予定であった現場発生土が粘性土であったため、再利用することが不可能となり、新たに盛土材料を購入する必要が生じたということで、これが右下の主な変更内容の上から3行目からの土工のところになります。

2つ目のポツ、地下水の水位が高く、常時水開口が必要となった。これは右下の表の5行目の仮設工水開口がこれに当たります。

ポツ3つ目、今回の施工範囲に校庭の樹木の根っこがたくさん残ってて処分する必要が生じたということで、これは右下の表の6行目、除根工がこれに当たります。

4つ目のポツ、掘削の結果、暗渠横断工を敷設する予定であった位置に、内海ダムから木庄浄水場へ通っている導水管が布設されていることが分かり、ちょうどそこに当たるようになりました。施工が困難となったため、工法を変更し横断側溝にしたというところが4つ目のポツでございます。これが右下の表でいうと下から3行目です。横断側溝工に当たります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号町道小高西線道路改良工事（1工区）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決することに決定されました。

次、日程第5、議案第79号町道小高西線道路改良工事（2工区）に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第79号町道小高西線道路改良工事（2工区）に係る工事請負契約の変更についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

提案理由といたしまして、先ほどの1工区と同じ状況で、実施に際し変更が必要となつて、その金額が5千万円以上となったため、今回議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的です。町道小高西線道路改良工事（2工区）でございます。2の契約の方法は、指名競争入札による契約でございました。3、契約の金額です。当初契約は4,620万で、今回変更ということで5,277万8千円、657万8千円の増額となってございます。4、契約の工期でございます。令和7年4月25日から令和7年12月26日までとなってます。5、契約の相手方です。田村石材株式会社、代表取締役村角正博様でございます。

次、工事の概要と変更内容です。

12ページをお開きください。

こちらも1から4までは先ほど説明したとおりで、5の内容と工種につきましては、すいません、1工区と同じように次13ページをお願いいたします。

こちらも左下が位置図でございまして、2工区は1工区の続きの工事で、施工延長が114メーターでございます。1工区同様、同じく道路幅員を3.25メートルから6メーター50に拡幅するものです。

次、14ページの、すいません、同じようなちょっとピンボケの図面なんですけど、この赤の部分が拡幅した面積というか場所になりますて、これの上、左右に短冊のようにちょっと赤く塗ってるとこがあると思うんですけども、これは新たに造る学校側への進入路でございます。

すみません、13ページにまた戻ってください。

左上です。予定価格ですが、4,753万1千円でございました。請負率は97.19%でございます。

主な変更理由です。こちらも右下が項目と数量となってまして、括弧が変更前の数量、

今回のは括弧がないところの数量になります。

右から真ん中、変更理由ということで、ポツの1つ目、路体盛土に流用する予定であった現場発生土が粘性土であったため、再利用することが不可能となって、新たに盛土材料を購入する必要が生じた。これも1工区と同じものですが、こちらも右下の変更内容でいきますと上から3つ目からの土工、この部分に当たります。

ポツ2つ目、地下水の水位が高く、常時水開口が必要となった。こちらも1工区と同じです。同じものになりますが、右下のいくと下から5つ目、6つ目の仮設工水開口がこれに当たります。

ポツ3つ目、老人ホーム側にほこりと騒音対策で防音壁を新規に計上した。こちらにつきましては、右下の変更内容は下から4つ目、防音壁設置工がこれに当たります。

ポツ4つ目、掘削の結果、暗渠横断管の埋設位置に内海ダムから木庄浄水場へ水を送っている導水管が布設されていたことにより、施工が困難となったため、工法変更で横断側溝にすることにしたということで、こちらも1工区と同じなんですが、こちらは右下の表でいくと下から2行目、横断側溝工集水ますがこれに当たります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号町道小高西線道路改良工事（2工区）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決することに決定されました。

以上で本臨時会の全日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和7年第4回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前9時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員